保険学と隣接科学

―社会保障論・社会政策学の社会保険―

小川浩昭

目 次

- 1. 問題の設定
- 2. 社会保障論の社会保険
- 3. 社会政策学の社会保険
- 4. 保険学の課題

1. 問題の設定

保険は、経済的困難を発生させる出来事に対してある貨幣の流れを形成して対応する制度であることから、一種の金融といえる。それは、経済的困難の発生する可能性に対する事前の準備といえ、これを「経済的保障」と呼べば、保険は経済的保障制度であり、経済的保障制度は経済的困難から人々を開放させる制度という点で福祉と関わるといえる。保険そのものや保険事業を単純に福祉・福祉事業としたり、ましてや保険産業を福祉産業とはできないであろうが、公的保険・社会保険は直接的に福祉に関わるといえよう。保険が一種の金融であることから、金融論は保険学の隣接科学であるといえ、福祉との関わりや社会保険の存在から社会保障論・社会福祉学も保険学の隣接科学とできよう。本稿では、隣接科学としての社会保障論・社会政策学に着目し、社会保障論・社会政策学における社会保険について考察する。

ここで「社会保障論・社会政策学」という用語を用いたが、これらの用語に

ついて簡単に述べる。社会保険に関わる学問として、社会保障論、社会政策学、 社会福祉学などの学問の名称があるが、本稿では情報の経済学などの経済学を 使って保険・社会保険を把握するものを「社会保障論」とし、社会保険を独占 資本主義段階の社会政策として発生したと捉えるものを「社会政策学」とする。 いずれの立場にたつにせよ。少子高齢化が進展する中で、社会保障・社会保険 のサスティナビリティ (sustainability) が問題となり、社会保険に関する活発 な議論が求められている。しかし、両者が保険学の成果を十分取り上げていな かったり、保険学的な視点から見られる弱点を有していると思われることから、 それらの点を明らかにしたい。そして、そのことを通じて保険学の課題も浮き 彫りにしたい。本稿の究極の考察目的は、こうした作業を通じた保険学と両分 野との相互交流の進展にあり、また互いの分野のさらなる発展にあり、さらに そのことによって社会保険改革の議論に資することにある。しかし、これは大 変大きなテーマであり.とてもこの小論で取り上げ.果たせるものでもなく. 現在の筆者には手に余ることでもある。本格的な立論は今後の研究に待たざる を得ず、本稿は本格的な立論に向けた覚書との位置付けて、今後の研究すべき 指針を示すこととする。

2. 社会保障論の社会保険

社会保障論における社会保険について考察するために. 東洋経済新報社の読 本シリーズの『社会保障読本』を取り上げる。同書は昨年第3版が出版された が、まず第2版を取り上げたい1)。

同書第2版では、「年金保険、医療保険、介護保険などが私保険の形で市場 ベースでも供給されているのである。したがって、社会保険方式については、 なぜ社会保険が求められるのか、その理由を明らかにしておく必要がある| (地主・堀編「2001] p. 81) として、社会保険が求められる理由を市場の失 敗・私保険の限界に求めている。私保険の限界とは、次の3点である(同p.82)。

¹⁾ 同書第2版に対する批判はすでに小川 [2003] pp. 159-167で行っているが、本稿のテー マ上重要であり、また、同書第3版との関係などからその一部を本稿でも繰り返すこと とした。

- ①対象リスクが営利原則に適合するものに限定される
- ②保険料負担能力のない者の排除
- ③老後の生活や不時の支払に事前に備えない者の存在
- ①は、「保険技術的限界を超えるために採算にのらない場合は、私保険の対 象とはならない」と言い換えることができる。このような場合の例として、 「巨大なリスク」の場合があげられ、巨大なリスクにより保険技術的限界を超 えるときは、地震再保険のように国家が再保険者となって私保険・元受保険を 支えるということも可能となる場合がある²⁾。わが国では地震保険制度がある が、これは火災保険の原則自動付帯方式によって民間の損害保険会社が提供し ている。しかし、地震リスクは本来保険化が困難なリスクであるため、国が再 保険者としてバックについて成り立っている政策性を帯びた保険であり、制度 としては再保険・再々保険を使った複雑な制度であるといえ、政策性を帯びて いるため指害保険会社の経営上地震保険はノーロス・ノープロフィットの原則 で経営される特殊な保険といえる。こうした地震保険制度などを考えると、① は通常の私保険が実施されない理由にはなっても、社会保険が求められる積極 的な理由とはならない。
- ②については、問題の本質は国家の国民に対するナショナル・ミニマム保障 の義務において、ナショナル・ミニマムに保険料負担能力を含め、保険料負担 能力のない者を根絶すべきことである。これを原則として、他方で、低所得者 向けの簡易生命保険等が用意される必要がある。いずれにしても、確かに私保 **険の限界、そして、公的部門の保険市場への介入の理由ではあるが、社会保険** 以外の公的な保険にも当てはまり、特に社会保険が直接的・積極的に求められ る理由にはならない。
- ③については、市場の失敗、あるいは、私保険の限界とはいえない。単に強 制保険制の根拠を示すのみであり.国家権力を背景に私保険への強制加入を行 うこともできる。たとえば、自動車損害賠償責任保険は強制保険であるが、民 間の損害保険会社によって提供されている。このような例も考えれば、これも

²⁾ 現行の地震保険・地震再保険が十分に機能しているかどうかは別であるが、私保険・公 保険を使って巨大リスクを処理する一つのスキームを提示している。

社会保険を求める直接的・積極的理由とはならない。

保険市場の限界・私保険の失敗では、十分に社会保険が求められる理由を説 明することはできず、そもそもこのような捉え方をしたならば、社会保険が対 象とする社会的リスクは私保険の限界を超えるリスクとなってしまう³⁾。しか も、同書が指摘するように、医療保険、年金保険、労災保険、介護保険は私保 **険によっても提供されている。私保険が提供しているものを公保険も提供して** いる理由を、市場の限界で説明しようという論理自体が無理といえるのではな いか。しかし、この問題設定自体は、社会保険の意義、ひいては社会保険自体 を把握する上で大変重要である。それにもかかわらず、同書第3版(堀編「2004」) では、この問題が削除されている。この重要な問題を削除してしまったことで、 社会保険の考察としては、後退してしまったのではないか。「なぜ社会保険が 求められるのか」という問題を保険学のみで解明することは不可能であろうが、 保険学を本格的に適用しなければこの問題の解明は不可能であろう。

また、同書第3版第6章の「医療保障」では、公的医療保険の存在理由を選 択の防止と逆選択の防止に求めている。保険者が保険契約を締結するか否かを 判断することは保険契約者を選択することともいえるのでこれを「選択」とい い.逆に保険契約者から見た関係が「逆選択」となるが.これが転じて危険率 の高い者ばかりが保険に加入したがることを逆選択という。同書でいう選択の 防止とは、「民間保険の場合は、営利追求が目的であるから、当然、リスクに 応じた保険料を払えない者の保険加入を拒否しようとする」が.「これは市場 の論理としては合理的な行動であるが、『公平性』の観点からは問題がある| ので、「高リスク者についても保障を行うという観点からの政府の介入が必要」 (同p. 166) となり、公的介入によって選択を防止することである。つまり、公 平性の観点から市場原理の修正として公的介入が行われるとする。逆選択の防 止は、情報の不完全性という市場の失敗から効率性の原理に従って市場原理の 補完として公的介入により行われるとする(同p. 167)。このように選択の防止,

市場の限界に理由を求めるのは、情報の非対称性から自由市場の非効率性、また、政府 の介入を正当化する情報の経済学の影響であろうか。なお、この点に関わる情報の経済 学については、たとえば、Loubergé [2000] p. 13を参照されたい。

逆選択の防止が医療保険分野に公的介入が行われる理由とするが、果たしてそ うであろうか。

まず、選択の防止の問題から考える。市場原理に従って高保険料を払えない 高リスク者が排除されるということが公平上問題とされ公的介入の根拠とされ るが、高保険料を払えない高リスク者が排除されるのは何も医療リスクに限っ たことではないであろう。あらゆる保険に当てはまるといえ、特になぜ医療に は公平性が問題になるのであろうか。保険の二大原則の一つである給付・反対 給付均等の原則は、保険料が保険金の数学的期待値に等しいことを示す。近藤 文二博士は、保険料率を危険の大きさによって定めるべきとする原則を「保険 技術的公平の原則」として、この給付・反対給付均等の原則と峻別すべきであ るとされた4)。それは、給付・反対給付均等の原則は単に保険料が保険金の数 学的期待値に等しいことを示すのみであるが、保険技術的公平の原則は「保険 料率個別化の原則」を導くものであり、各保険契約者間の関係を指す原則であ るからとされる。しかし、保険にとっての核心部分は、給付・反対給付均等の 原則に従った保険料で同質・同量の危険を大量集積すれば、大数法則が働いて 収支相等の原則が達成されるという点であろう。だからこそ,給付・反対給付 均等の原則が保険の二大原則の一つと考えられるのではないか。すなわち、給 付・反対給付均等の原則を単に期待値を示す原則とするのではなく、それに従 って保険料を徴収することで保険が成立することを示す保険の根本原則と把握 しなければならない。このような給付・反対給付均等の原則で保険料を徴収す ることの社会経済的意義が重要であり、そこに重要な社会経済的意義があるか らこそ、保険が一つの経済制度として成立していると考えることができるので はないか。このような視点から、各原則の関係を把握すべきであろう。

資本主義社会では、原則として、あらゆるものが交換によって入手されるの で、経済的保障手段についても同様であろう。資本主義社会において支配的な 経済的保障制度である保険を人々が利用するに当たって,通常の財・サービス と同様に対価を支払って取得するということが志向される。そのとき、資本主

⁴⁾ ここでの近藤博士の見解については、近藤「1961] pp. 71-73を参照されたい。また、白 杉 [1954] p.33, 脚注34) において、「保険料が危険の程度に応じて定められることを、 給付反対給付均等の原則、または、保険技術的公正の原則と称する。

義社会における交換の原則である等価交換が作用すると考えるべきではないか。 給付・反対給付均等の原則が意味する保険料が保険金の数学的期待値に等しい ということは、この原則に従って交換することが土台である社会経済の原則= 等価交換に則ることを意味するという点において、社会経済的合理性を有する といえる。このように他の財・サービスと同様に保険も交換するという側面か ら眺めれば、給付・反対給付均等の原則は等価交換を表すといえよう。また、 この原則に従った保険契約が大量に集積され、保険契約者間の関係として眺め れば、各保険契約者が等価交換をしているのであるからそこには不公平がない ということで、保険技術的公平の原則が導かれる。近藤博士の主張するように 両者を峻別するならば、保険契約者間の視点である保険技術的公平の原則に対 して、給付・反対給付均等の原則を保険契約者と保険者という保険契約当事者 間の視点であるとしなければならないのではないか。確かに交換という観点か らは、給付・反対給付均等の原則は保険契約当事者間の関係といえるが、しか し、給付・反対給付均等の原則をあえて保険契約当事者間の関係に限定する理 由はないと思われ、むしろ、根本原則としての給付・反対給付均等の原則に則 って保険料を徴収するということが、保険契約当事者間の関係という視点で見 れば等価交換と把握でき、保険契約者間の関係という視点で見れば保険契約者 間の公平の問題と考えることができる.とすべきではなかろうか。したがって. 給付・反対給付均等の原則と保険技術的公平の原則の関係は峻別すべき関係で はなく、後者は前者から導かれる原則と捉えるべきである。また、給付・反対 給付均等の原則に則って保険料が徴収されることは.保険契約者が平等に扱わ れることを意味し、「保険契約者平等待遇の原則」(庭田「1970] p. 154) も導 くことができるであろう。いずれにしても、給付・反対給付均等の原則は単に 保険料が保険金の数学的期待値であることを示す原則ではなく、保険者と保険 契約者の関係を律しながら、保険契約者間の関係をも律するものとして把握す べき原則であり、保険における「公平」、「平等」と関わる原則であると考える。 以上の点を踏まえた上で、議論を同書の指摘する公平性の問題に戻そう。

同書で言う公平性とは、どういう意味であろうか。おそらく、保険技術的公 平性に対して「社会的公平性」とでも呼べる公平性を想定していると思われる

が、これらの用語を用いれば、社会保険における強制加入とは、保険技術的不 公平を持って社会的公平を達成することに等しい⁵⁾。したがって、先の「特に なぜ医療には公平性が問題になるのであろうか」という筆者の疑問は.「特に なぜ医療では保険技術的不公平を持って社会的公平の達成が求められるのであ ろうか」と言い換えることができよう。同書のような説明では、保険原則とし て高リスク者に高保険料を求めるのが保険であることから、特に医療に公平性 が求められる理由を明確にしないと、あらゆる保険が強制加入の公的保険とさ れるのではないか。

しかし、公的介入がなされるのは、公平性のためというよりも政策性のため ではないのか。市場の原理に任せておくと政策的に問題がある場合に.公的介 入がなされるのではないか。この場合の問題とは、市場原理に任せておくと全 国民に保険契約が成立せず、その結果生じる保障が得られないという状態が社 会的に見て好ましくないという意味での問題であり、そのような政策判断がな されて、保険分野に強制加入などの公的介入がなされると考えるべきであろう。 そのような場合として、国民全員が保障を得ている必要があると政策的に判断 できる危険でかつ市場原理に任せていたならば国民全員の加入が期待できない 危険への対応や、特定の高リスク産業等でその産業従事者が経営に関わるリス クに対して高リスク=高保険料のために保険で対応することができず、あるい は.高リスク産業であるが故に保険を供給する保険者がいないため.いずれに しても、保険契約が成立できず保障が得られない状態となり、それが政策的に 好ましくないと判断できる場合などである。このような政策的判断がなされて. 何らかの公的介入がなされている保険を公的保険と捉えることができるだろう。 このような政策判断に公平性が重要な役割を果たしているのであろうが、政策 判断は公平性のみではないであろうし、特に社会保険について公平性を根拠と するのは困難ではないか。

社会保険はこの公的保険の―分野と考えるべきであり,社会保険の政策性に

⁵⁾ 資本主義社会は自由主義が原則とされる社会であるから、強制加入というのはこの自由 主義を修正しているという側面があることも重要であるが、ここでは公平・平等に焦点 を当てる。

おいて、それが社会保障制度の一部であることから生存権の保障という面が重 要であろうし、その点で権利性の把握が社会保険においては重要なのではない か。そして、社会保険の場合は給付・反対給付均等の原則を初めから修正ない しは放棄することで政策性を反映しているといえ、その点で保険契約者が保険 技術的に不公平に扱われている。しかし、それは保険技術的に不公平に扱うこ とで保険契約者を不平等に待遇し、そのことで社会的平等を推進するという、 かつては扶養性と呼ばれた、政策性が反映されていると考えるべきであろう (真屋「1989] pp. 236-240)。換言すれば、社会保険は、保険契約者を「保険的 に不平等」に扱うことで「社会的な平等」を推進しているといえる。保険的に 不平等であれば、任意加入とした場合、不利に扱われる者は加入せず、有利に 扱われる者ばかりが加入するという意味での逆選択が生じ易いといえ、強制加 入が保険技術的に必要である。つまり、この場合の有利・不利とは、保険的な 有利・不利で、保険的に有利とは危険率に対して保険料が安いということ、保 険的に不利とは危険率に対して保険料が高いということであり、この意味での 有利な契約が集まるというのは、保険経営的に見て採算が採りずらい契約が集 まりがちということで逆選択といえよう。逆選択を持ち出すにしても、社会保 **険の強制保険制の根拠は、政策性発揮のために給付・反対給付均等の原則を修** 正・放棄しているところに求められるべきで、保険技術的には給付・反対給付 均等の原則の修正・放棄に伴う逆選択発生への対応として強制保険制が考えら れるべきではないか。社会保険の逆選択、モラルハザードを論じるならば、ま ず、社会保険の性格が正しく把握されて論じられるべきである。もう少し具体 的に考えてみよう。

たとえば、社会保険における給付・反対給付均等の原則の修正を応益負担に 対する応能負担とし、公的医療保険のように私保険も存在する社会保険で考え ると、保険契約者が自分の危険率を把握できなくとも、高保険料ないし私保険 料負担能力のある高所得者は自分が不利に置かれていると容易にわかるであろ うから、強制加入でない場合、高所得者はリスクを保有するか、または、私保 **険に加入するであろう。したがって、公的医療保険を低所得者のみで形成せざ** るを得なくなり、保険料負担能力が大きな問題となるであろう。すなわち、傾

向として、なんとか公的医療保険に加入しようとする保険契約者によって保険 集団が形成されることとなろう。医療リスク率の高低と所得の高低との関係は 必ずしも自明ではないかもしれないが、仮に、低所得者ほど医療リスクが大き いとすれば、これは正に逆選択といえる。しかし、問題の核心は、この保険集 団形成の困難を逆選択と捉えるか否かということではなく、任意保険では全国 民に医療保障を提供できないことであろう。なるほど、全国民への医療保障の 提供は、同書の指摘するように、「公平性」の問題と関係するだろう。しかし、 全国民への医療保障の提供は、本質的には、社会保険が社会保障制度の一つで あることから、社会保障制度の目的、すなわち、全国民への生存権保障にある のではないか。こうした社会保険の本来の目的を軽視し、情報の経済学が土台 に据えられているかのようである。

社会保障論では、もともと保険学の用語である「逆選択」「モラルハザード」 を経済学の用語として一般化させた情報の経済学60の「逆選択」が導入されて、 社会保険の説明がなされるのである。いわば、社会保険の保険的な分析に情報 の経済学から逆輸入された「逆選択」が適用されるのである。同書第6章の逆 選択の議論は、正にそれである。そこで、ここで情報の経済学を取り上げよう。

情報の経済学によって保険市場の分析が飛躍的に発展してきたといわれる⁷⁾。 この情報の経済学の議論が保険学の隣接科学である金融論や社会保障論の土台 に据えられて議論される場合があり、前掲の医療保障の議論などもその一つの 例であろう。情報の経済学によって飛躍的に発展したといわれる保険市場の分 析において、中心的な概念は逆選択とモラル・ハザードである。情報の経済学 では不確実性を情報の観点から二つに分ける。一つは、翌日の天気のように誰 もが事前に知ることができない情報に関するものでこれを「情報の欠如」とい い.これに起因する不確実性を「外生的不確実性」という。もう一つは.特定 の人は知っているが他の人は知らないという情報に関するものでこれを「情報 の非対称性」といい、より多くの情報をもっている者を情報優位者、より少な い情報をもっている者を情報劣位者といい、情報の非対称性に起因する不確実

⁶⁾ この点について、Loubergé [2000] pp. 3-25、藪下 [2002] pp. 94-112を参照されたい。

⁷⁾ ここでの情報の経済学については、主として、柳瀬「2004] pp. 83-91を参照。

性を「内生的不確実性」という。保険市場では保険契約者が情報優位者、保険 者が情報劣位者と考えられて情報の非対称性があるとされ.契約前の問題とし て逆選択、契約後の問題としてモラル・ハザードが指摘される。契約前につい ては、情報劣位にある保険者は平均的な危険率しか計算できずそれに応じて保 **険料を算出するのに対して、情報優位にある各保険契約者は保険料が割安か割** 高か判断できるので、危険率が高くて割安となる保険契約者ばかりが契約する という逆選択が生じるとする。これは、情報優位の保険契約者によって実質的 に情報が隠されているといえるので、「隠された情報」に基づいて生じるとさ れる。契約後については、保険に加入したことで安心してしまうというモラ ル・ハザードが生じ、結果的に当初想定したよりも危険率が上昇してしまうこ とが考えられる。これは、情報劣位にある保険者には見えない保険契約者の 「隠れた行動」によって生じるとされる。ここで注目すべきは、情報の経済学 が保険契約者を情報優位者、保険者を情報劣位者としていること、情報劣位者 の保険者には個々の危険率の算出は不可能で平均的な危険率の算出しかできな いとしていることである。しかし、このような議論が本当に保険学的に支持で きるであろうか。保険技術の考察が必要であろう。

保険は確率計算を応用した経済的保障制度といえよう。保険の二大原則とし て給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則が指摘できるように、個々の保 **險契約に対して給付・反対給付均等の原則に則って保険料を徴収し.そのよう** な同質の契約を大量に締結すれば大数法則が働いて、予め予測した危険率に実 際の保険事故率が一致していくこととなり、収支相等の原則が達成されること となる。しかし、実際には、同質のものを大量に集積するというのは二律背反 的な問題があるので、保険経営の原則といえる収支相等の原則を第一義にして できるだけ給付・反対給付均等の原則を達成するとされ、正にそこに保険技術 が発揮される。換言すれば、保険技術とは保険収支を一致させる技術といえ 様々な工夫がなされているといえよう。このような保険技術を考えるときに重 要な点は、このように二大原則の関係が転倒するということの他に、そもそも 個々の危険率の正確な測定に限界があるということである。

どんなに科学が発達したとしても、個々の契約について正確な危険率の算出

は不可能であると考える。科学が発達しリスク測定がどんなに正確になったと しても、あくまでもその時の危険測定の科学技術や保険技術の水準によるもの であって、完全・完璧な科学がありえないのと同様に完全・完璧なリスクの測 定というのはあり得ない。したがって、その時点の社会において不当に差別的 であったり、あまりに不正確で社会からいいかげんなものと思われない程度の 保険技術が適用され、社会的に信認された保険料によって現実の保険は成立し ているといえる。身近な例として自動車保険で考えてみよう。自動車保険では、 スタート時点の危険率は同じとみなして同じ保険料率でスタートし、契約期間 中事故を起こさないと次回契約を更新する際に通常保険料が下がり、最大でス タート時から60%保険料が下がる。逆に事故を起こすと契約更新時に保険料が 上昇するという方法をとっているが,このような保険料方式をメリット制とい う。メリット制は社会保険の一つである労災保険でも採用されている。メリッ ト制は事前の正確な危険率の測定は不可能であるという前提に立っている方法 といえ、危険率測定の限界を事後的な実績によって補う方法といえる。また、 事故を起こさなければ保険料率が低下し、逆に事故を起こすと保険料率が上昇 するので、このような仕組みは保険契約者に安全運転を促すといえ、保険契約 上はモラル・ハザード防止の機能を果たしている。このように現実の保険は、 メリット制などのような多様な保険料徴収方法をとって運営されており、危険 率測定の限界が明確に示されているといえよう。

ここで重要なことは、この危険率測定の限界というのは、保険者にとっての み言えることではなく、保険契約者にも基本的に当てはまるということである。 確かに、情報の経済学が主張するようなメカニズムで逆選択やモラル・ハザー ドが生じる場合があるだろう。しかし、その主張の前提、すなわち、保険市場 には保険契約者が情報優位者で保険者が情報劣位者であるという情報の非対称 性の前提は、一般論として展開できるものではなく、むしろ特殊ケースではな いか。保険契約者も自分の危険率を数字化したり、保険料を割高・割安と判断 できるほど自分の危険率を知らないというのが通常の場合ではないであろうか。 保険者も保険契約者も正確な危険率がわからないという状況は、保険の対象と する危険が個々の契約当事者にとっては、本来「情報の欠如」とされる情報と

捉えられるということではなかろうか。医療・自分の健康状態についてもそう であろう。医療保険の保険料を割高・割安と判断できるほどに自分の健康状態 がわかる人が果たしてどれだけいるのであろうか。皆無とは言わないが、少な くとも、一般論としては展開できないであろう。

こうした情報の経済学自体に対する批判に加えて同書の医療保障の議論にお いてさらに問題と思われるのは、情報に関する前提の置き方である。選択の防 止において保険者が高保険料を負担できない高リスク者を排除するというのは、 保険者が個々の危険率はわからず平均危険率しかわからないという前提を破っ ているといえる。市場原理から選択の防止を導き、情報の不完全性から逆選択 の防止を導き、いずれも強制加入の根拠となるという説明は、選択に際して保 険者は個々の危険率を算出できるとされ、逆選択では情報の経済学により保険 者は情報劣位者と仮定されて個々の危険率はわからず平均危険率しかわからな いとするのであるから、情報に関する前提が、したがってまた危険率測定・保 険料率算出に関する前提が、選択の場合と逆選択の場合では異なるという致命 的な矛盾を持つのである。

注意をしなければならないのは、情報の経済学の適用自体に慎重にならなけ ればならないということである。保険にとっての情報の経済学の意義も、情報 に焦点を当てて逆選択。モラル・ハザード発生のメカニズムを説明した点にあ る。しかし、それはかなり限定されるという情報の経済学の限界をも同時に認 識する必要がある。たとえば、情報の経済学は自動車保険におけるリスク細分 化は逆選択によって説明されるとするが(Dionne *et al.* [2000] p. 186). 保険 の二大原則による説明の方が優れていると思われ、わざわざ情報の経済学に頼 る必要があるのであろうか。そもそも情報の経済学の意義は、保険に起源をも つ「逆選択」や「モラル・ハザード」という用語を保険関係から色々な契約関 係に適用できるように進化・拡大させたことにあるのではないか(Winter 「2000」p. 158)。保険学の先行業績に基づきながら,もっと冷静に情報の経済 学の意義と限界を考える必要があるのではないか。

さらに、同書第6章では、「公的保険」という用語を使っているが、社会保 **険と公的保険の違いはどこにあるのだろうか。「公的保険」という用語に意味**

を持たせ、十分意識してこの用語が使われていないと思われ、その点にも大き な問題があると考える。つまり、保険一般を理解せず、さらに公的保険を理解 せず、だから、社会保険も捉えきれないということではなかろうか。それは同 書全般についていえるであろう。「公保険」.「私保険」という用語も見られ. 公的保険・私的保険.公保険・私保険という用語の使い分け.公的保険と公保 険の違い、あるいは公的保険と社会保険、または、公保険と社会保険との相互 関連などがほとんど意識されていると思われず、ここにいかに社会保障論が保 険学を軽視しているかが現れているのではないか⁸⁾。

以上のように、情報の経済学を使った逆選択の防止でも、十分に社会保険が 求められる理由を説明することはできない。社会保険は私保険の限界を超えて はいる。しかし、今日の社会保険は戦後社会保障制度の中核的な制度として、 国民全体の生活保障を行うために生成・発展してきたものとして、私保険を超 越していると捉えるべきではないか。社会的リスクの中には保険の対象になり がたいものもあるが、社会保険の意義を考えるに当っての本質的な問題は、社 会保険の意義が「保険技術的限界・保険市場の限界を乗り越える」という点に あるのではなく、国民の生存権保障のために「国民全体への保障を行う」とい う社会保障の目的に求められると考える。社会保障論の現状は、社会保険の存 在意義を十分に説明できていないと思われ、しかも、その考察にますます情報 の経済学などを使って特殊な財とされる保険に経済学の一般的な分析が適用さ れる傾向にあるが、もっと保険の特殊性を重視し、保険学の成果を学ぶ余地が あるのではないか。社会保険の保険的部分を理解するにおいて、保険学そのも のではなく、情報の経済学の保険に依存するかのような考察では、到底社会保 険を捉えることはできないであろう。また、逆に保険学は社会保険に関する議 論に積極的に関わることで、保険の意義と限界をより深く考えることができる のではないか。

⁸⁾ 筆者の公的保険・私的保険、公保険・私保険といった分類に対する見解を含めたここで の批判のより詳細なものは、小川 [2003] pp. 168-173を参照されたい。

3. 社会政策学の社会保険

周知の通り、「社会政策」という術語についてはかつて本質論争があり、し かも、その論争自体が大方の一致を見る形で終結していないため、未だに「社 会政策|という術語の使い方は論者によって異なる。しかし、社会政策につい てこのような問題がありながらも、社会保険を社会政策の一つとすることには 異論は出ないであろうし、社会保険を考えるに当たって、社会政策の歴史的展 開の中で位置づけるというのが一般的と思われる。その意味で、社会政策学の 社会保険は歴史的把握といえる。ここでは、西村豁通・荒又重雄編『新社会政 策を考える|第2版を取り上げて考察する。

同書では、独占成立期の社会政策をナショナル・ミニマム保障のための国家 介入の始まりと捉え、主に、1906-1914年のイギリス自由党政府による一連の リベラル・リフォーム(the Liberal Reform, 老齢年金、社会保険、最低賃金 制. 8時間労働法)として行われたとし. ここに第2次世界大戦後の福祉国家 の基礎が築かれたとする(西村・荒又 [1999] p. 119)。また、イギリス社会保 険をこのリベラル・リフォームの中でロイド・ジョージ(George, Llovd)が 労働者の関心をひきつけるために「上から | 行ったもの(同p.34), としてい る。いずれにしても、「社会保険、最低賃金制を中心とする国民的最低限保障 策は、独占成立期の強力な労働者階級の体制内包摂をはかる社会政策であり、 その物質的基盤は広大な植民地に支えられたイギリス独占資本主義の経済力に 他ならない。| (同pp. 120-121) とする。

ここで気になるのは、社会保険がはじめて成立したのはドイツであるという 点である。同書では、イギリス社会政策は経済力を背景に、「労働者の自主的 改良の道を尊重した上で、その限界を補完するための介入という自由主義的特 徴を有し|(同p. 135) た体制内改良であった、とする。これに対してドイツ社 会政策の特徴は、「貧弱な労働者保護、団結・団体行動の自由の消極的承認、 したがって労働者の下からの自主的改良の途を閉ざした上で、労働者の自主扶 助組織を排除する形で国家による上からの改良(=社会保険)の優位」といっ てよい。|(同p.136)とするが、これではイギリス、ドイツそれぞれの国で社 会保険が発生した理由を述べるだけで、ドイツがイギリスに先行した理由、さ

らに、社会保険の発生という点では、先進資本主義国、後進資本主義国という 違いはあるにせよ、共通の理由があると思われるが、そうした共通性が良く理 解できない。

また、わが国保険学の大家大林良一博士はその著『社会保険』において、ド イツの保険学の大家マーネス(Manes, Alfred)の見解を参照しつつ「社会保 険が政治的意図を以て行われるために、単なる私保険の場合よりも、国際的に 見て、報道価値が大であり、従って或る国に社会保険が創始されるときは、そ れが諸外国の注視の的となり、関心の対象となることが多く、やがてこれが国 際的普及の傾向を以て特徴づけられるということが出来る | (大林 [1952] p. 50) として、ドイツが先行した意味を問いかけない。社会政策学、保険学両サイド ともドイツの先行理由を十分に考察していないが、保険史において主要な近代 保険がおおよそイギリスで成立しているのにもかかわらず、なぜ社会保険がイ ギリスではなくドイツで発生したのかということは.少なくとも.保険学的に は重要な問題として、解明すべき事柄ではないか。そこで、ドイツ社会保険の イギリス社会保険への先行理由を考えたい。

ドイツ社会保険の先行理由については、社会政策の発展だけをみていても明 らかにすることは困難であると考える。労働者階級に対する経済的保障がどの ように展開されているかという視点が不可欠である。ここに、保険学、特に、 保険史の考察が有用である⁹⁾。

保険は経済的保障制度なので、保険史にとって経済的保障の歴史的流れが重 要であると考える。経済的保障制度はいかなる社会においても必要とされ、そ の原理は自助・万助・公助の3つに分けることができるであろう。中世封建社 会から近代資本主義社会への移行は、経済的保障に焦点を当てて考えると、生 活自己責任原則がかかる社会への移行といえ、人々は原則として自らの責任に おいて自らの経済的保障を達成しなくてはならないといえる。換言すると.互

⁹⁾ 隅谷「1993」p.ivにおいて「経済学の一領域として保険論があり労働者保険が形成され る過程で、保険技術活用の必要もあり、保険論の展開として社会保険論の形成をみるよ うになり、その視点からの考究もなされた。」との指摘があるが、ここでいう「社会保 **険論**| が具体的に何を指すのかわからないが、いずれにしても、社会保障論や社会政策 学でそれをどう評価し、どう消化したかが判然としない。

助・公助を中心とした社会から自助が強制される社会への移行といえる。その ような社会では、自助を達成できない経済力のない者、つまり経済的弱者の保 障が問題となる。イギリス救貧法などは商業資本主義段階のこうした経済的弱 者の保障という側面もあると考える。産業革命によって労働者階級が形成され てくると、労働者階級が経済的弱者として現れて彼らの保障が問題となる。す なわち、経済的保障制度としては、自助が強制される資本主義社会で、資本主 義社会に適した自助的な制度として保険が牛成・発展してくるが、労働者階級 はそのような保険に加入するための保険料を負担できないといった形で経済的 弱者として位置付けられる。産業資本主義段階への移行は労働者階級の経済的 保障の問題として経済的弱者の保障が大きな問題になったといえ、この問題に 対応するためにいくつかの保険が登場してきたといえる。イギリスで考えると. 特に19世紀になってこの問題が顕著となったが、その背景には、1834年の新救 貧法によって公助が極めて制限されたこと¹⁰⁾. 1793年のローズ法によりイギリ スの共済組合である友愛組合(friendly society)が保護されてきたが、もとも と近代的な保険技術を採用せず、非科学的・前近代的な運営のため運営困難に 陥ったり,加入者も熟練労働者が主で限られていたため(社会保障事典編集委 員改編「1979」p. 85). 労働者階級全体にとって互助である共済組合・友愛組 合の保障が不十分であったことがある¹¹⁾。簡単に言うと、19世紀半ばのイギリ ス労働者階級は公助を極めて制限され、万助は当てにならず、自助的な制度か らは締め出されているといった状況にあったといえる¹²⁾。

一方、19世紀のイギリスにおいては、家族・近親の死に際し、可能な限り派 手な葬儀を行うことが一般化しており、少なくとも世間並みの埋葬・葬儀を行

¹⁰⁾ 水島「1961] p. 86において「1834年の新救貧法は、下層階級に対する生命保険制度成立 の遠因を形づくっている。|

¹¹⁾ 水島 [1961] は友愛組合を「大衆の自助的施設」(同p. 81) とし, またその歴史的役割 を「ギルド・システムの衰退と、近代的簡易保険会社成立の間のギャップに求めること ができる。| (同p.86) としている。

¹²⁾ 近藤 [1952] pp. 64-69において、イギリスでは共済組合=友愛組合が発展していたため 社会保険が出現しなかったとして、ドイツでは共済組合が社会保険の生成を容易ならし めたがイギリスでは逆に遅らせたとするが、簡易生命保険などの他の保険制度・保障制 度が十分に視野に入らない社会政策学的な見方ではないか。

うことが独立した市民として地域社会で生活していく上での最低の条件であっ たが、通常の生命保険には労働者階級は到底入ることができなかったため、労 働者階級向けの埋葬費のための保険として低額の保険料で集金制をとって無審 査で簡易に入れる簡易生命保険が1854年に販売された¹³⁾。これを販売したのは プルデンシャル(Prudential Assurance Company)という生命保険会社であ り、利潤動機にもとづいて労働者階級向けの保険を販売したといえる(水島 [1961] p. 96)。『ベヴァリジ報告』では、簡易生命保険が「受給貧民の死」と いう侮蔑を死者とその被扶養者が免れる手段として発足した (Beveridge [1942]. 山田訳「1969」p. 384)、としている。確かに、乏しい生活費を切り詰めて、寿 命を縮めてまでも簡易生命保険料を準備したりすることさえあったといわれ、 簡易生命保険の保険料の集金人が自宅を毎週訪れることが一定の社会的地位を 保持していることの証であったとさえ言われる(真屋 [2004] p. 46)。アメリ カでは1875年にドライデン(Drvden, John F.)が簡易生命保険を販売するた めに、イギリスのプルデンシャルを参考にして、ニュージャージー州にプルデ ンシャル・フレンドリー・ソサイエティ(Prudential Friendly Society)を設 立した。ドライデンはイギリス・プルデンシャルの簡易生命保険事業の成功を 見てアメリカでの設立を思いたったと言われているので(Chapin and Oursler [1950]. 原監訳 [2003] pp. 29-30). イギリス・プルデンシャルの簡易生命保険 事業は比較的順調に発展していったものと思われる。

また、労働者階級の形成によって協同組合が発生し、協同組合保険が登場し たことも重要である。イギリスでは1800年頃に協同組合が発生していたといわ れ、1820-30年代に労働者を構成員とする消費協同組合が盛んになったといわれ る。しかし、通常、1人1票制、政治・宗教・人種の自由、市価による現金取 引、剰余金の利用高による配当などの協同組合の組織的原理を確立したものと して1844年設立のロッチデール公正開拓者組合(Rochdale Equitable Pioneers Society)をもって協同組合の嚆矢とされる。協同組合が保険事業に進出する のはこれからしばらく後の1867年で、消費協同組合によって協同組合保険会社

¹³⁾ ここでの当時のイギリスの状況および簡易生命保険については、主として、真屋 [2004] を参照。

(Co-operative Insurance Company Ltd.) が創設されたことに始まる(木下 [1959] p. 28)。協同組合保険も互助的な経済的弱者の保険といえるであろう。 友愛組合による非科学的・前近代的相互扶助を原始的保険とすれば、協同組合: 保険は近代保険の一種といえる。ただし、協同組合保険会社は生命保険、火災 保険.信用保険で免許を受け.当初は火災保険と信用保険を扱い.生命保険は 1886年より普通生命保険を扱ったため低所得者である労働者のニーズにあわず. あまり振るわなかったといわれる(同p. 29)。これは既に簡易生命保険が定着 し、保険料短期払い制度から組合員が離れようとしなかったからと思われる。 多くの議論の末.協同組合保険会社でも簡易生命保険事業を導入することとし. 1899年に保険協同組合 (Co-operative Insurance Society Ltd.) に改組して. 簡易生命保険を含む全ての保険種類の実施が認められた(Barou [1936] p. 144)。 しかし、協同組合保険の本格的な発展は、協同組合運動の主流である卸売り組 合の支配下に運営が移行された後の1913年以後といわれるので(木下「1959〕 pp. 30-31). この点で19世紀の協同組合保険は民間の簡易生命保険ほどの成績 を収めることはできなかったようである。

このように19世紀後半には、経済的弱者の保険としてイギリスには、自助的 な簡易生命保険、互助的な協同組合保険があって、労使対立がドイツ程尖鋭化 しなかったこともさることながら労働者階級に一応の保障が提供されていたと いえるので、ドイツのように社会保険が必要とされなかったと考えられるので はないか。そして、注意をしなければならないのは、労働者階級が経済的弱者 の保険を利用できたのは、イギリス資本主義の経済力が背景にあるということ である。社会政策学では、労働運動に基軸を置き、その点で労働運動の激しさ の違いがドイツに社会保険を先行させたとするかもしれないが¹⁴⁾. これは事態 の半分を説明しているに過ぎない。イギリスの経済力は、労働運動において階 級闘争よりも体制内改革を志向させると同時に、簡易生命保険による自助を可

¹⁴⁾ 島崎 [1991] p. 26において [『資本主義的生産の自然法則から生ずる社会的な敵対関係 の発展度の高低』(『資本論』第1版序文)を示す一指標として、ドイツ社会政策の発生 史を位置づけることが必要である。| とされるが、少なくとも、社会保険の発生は、「社 会的な敵対関係の発展度の高低」だけでは説明がつかないのではないか。

能とし、その分社会保険の必要性がなかったと考えるべきではないか。

一方、ドイツでは1867年にノルドステルン(Nordstern)という生命保険会 社が簡易生命保険をはじめて販売した。しかし.あまり順調に行かなかったよ うである。また、イギリスの友愛組合に匹敵する扶助金庫(Hilfskasse)と呼 ばれる共済組合があったが、「工業、鉱山、鉄道などの重要産業に従事するも のだけで、残された多くの労働者は、恥辱的な非救恤者としての救済を受ける より仕方がなかった | (近藤「1961] p. 104) といわれる。ドイツでは疾病給付 のための任意組合が発展していたといわれるが必要としている人の半分程度 しか参加できず、疾病保険法(1883年)から全賃金労働者が対象とされた (Henderson [1909] p. 8)。通常言われているように、後進資本主義国として の強引な資本主義化は労使対立の尖鋭化をもたらし、そのことが飴と鞭の政策 の飴としての社会保険登場の契機となっているのであろうが、その他の見るべ き保障が労働者階級にはなかったということも重要な点として見逃すことはで きない。特にイギリスとの対比においてこの点が決定的に重要であり、ここに ドイツ社会保険がイギリス社会保険に先行した理由の一つがあると考える。

イギリスに話を戻すと、世界の工場として栄えたイギリスも1873年から1896 年の大不況によって独占的地位が崩壊し、ブース(Booth,Charles)、ラウント リー(Rowntree.Benjamin Seebohm)による貧困調査によって貧困の社会性 が認識されるなどして、強力となった労働者階級の体制内包摂としてついにイ ギリスでも1911年に国民保険法(National Insurance Act)として社会保険が 採られることとなったと考える。

このように見てくると、先に引用した『新社会政策を学ぶ』のように社会保 険が採られた背景を「社会保険」最低賃金制を中心とする国民的最低限保障 策・・・(中略)・・・の物質的基盤は広大な植民地に支えられたイギリス独 占資本主義の経済力に他ならない」としてしまうと、社会保険ではドイツが先 行したことの説明がつかなくなると思われる。むしろ,経済力を背景として社 会保険以外の経済的弱者の保険が生成・発展して社会保険が必要とされなかっ たとすべきで、経済力は社会保険を採る背景ではなく、逆に社会保険を採らな くて済んだ背景であり.そうでないとドイツが社会保険で先行したことの説明 がつかなくなるのではないか。

さらに、アメリカ団体生命保険も重要である。団体生命保険は、自立自助の 精神の強いアメリカにおいて社会保険の代替手段として開発されたといわれ. 「一種の社会保険」、「私的社会保険」、「第2の社会保険」(大林「1961」「はしが き」p. 2),「アメリカ式社会保険」(安井 [2000] p. 102) 等といわれた。団体 保険とは、「特定の共通な性格を持つ人間集団を、一括して、単一の保険契約 において付保する | (大林「1961] p. 27) 保険のことで、今日ではこの団体契 約という画期的な危険選択・契約方法が色々と使われ、身近なところでは住宅 ローン借り入れ時の生命保険にも利用されており、社会保険の代替的な機能を 持たない純粋に私的保険のものも多いが.最初にアメリカで登場した団体生命 保険は社会保険を代替する職場保障として位置付けられる点が重要である。な お、ドイツの団体生命保険は1923年に登場しているが、その発展はアメリカの ように労働者を対象とするものではなかったといわれる。その理由は、ドイツ 労働者には社会保険があったので、社会保険の対象外の商工業者の職員や各種 の組合が組合員のために利用するといった形で発展したからである。逆に、こ の団体生命保険の存在を主因として、アメリカでは1935年の社会保障法 (Social Security Act) 制定まで社会保険がとられなかったと考える (Lubove [1986] pp. 8 - 9)。経済的弱者の保障という資本主義社会の共通の課題に対し て、各国資本主義の状況が反映して同じ保険でも展開の仕方が異なるといえる が、団体生命保険の展開も各国の社会保険の生成・発展において、経済的弱者 の保険の展開という視点が不可欠であることを示すと思う。

ドイツ社会保険の先行理由を考えながら経済的弱者の保険の展開についてま とめると、イギリスは経済力を背景に社会保険を必要とせず自助の簡易生命保 険が登場し、またそれを補完するものとして協同組合保険も登場したが、急激 に資本主義化を進め経済力に劣るドイツは公助としての社会保険を実施し、ド イツと同じ後発のアメリカは自立自助の精神が強く.ドイツと異なって社会保 険の代替としての団体生命保険が登場した、とすることができよう。

以上のように、労働者階級が形成されて、彼らの経済的保障が経済的弱者の 保障として問題となり、いわば「経済的弱者の保険」が保険史的に言えば、19

世紀半ばから20世紀初頭にかけて登場してくるといえる。社会政策学の社会保 険の位置づけは、資本主義の発展と社会政策の展開の関係の中で社会保険が把 握されるが、労働者保護立法、解放立法、最低賃金制などとの関係だけで社会 保険の生成・発展は説明がつかないのではないか。なぜならば、労働者保護立 法、解放立法、最低賃金制等の社会政策諸制度のいずれを採用するかは、それ ぞれの国の資本主義の性格とその発展段階に照応して決まる(西村 [1989] p. 14) としても、社会保険が有する経済的保障機能を他の社会政策諸制度が持たない 限り、経済的保障制度としての社会保険の生成・発展の説明において経済的保 **障制度としての展開という核心部分が抜け落ちるからである。少なくとも、経** 済的弱者の保険という保険史的視点を入れなければ、世界史的な社会保険史は 描ききれないと考える。このように、社会保険の経済的保障の側面、特に、経 済的弱者の保険としての把握が重要であり、保険史における考察が社会政策学 における社会保険の考察に役立つ面があるのではないか。

それでは、保険学上経済的弱者の保険を考察することの意義は何か。それは、 保険史における経済的弱者の保険の意義を明らかにすることであろう。自助が 強制される社会で自助的に経済的保障を達成することができない者、それは保 険史的には保険料を負担できない経済的弱者といえるが、19世紀から20世紀に かけて経済的弱者の保険が生成・発展したといえ、それは国家、協同組合など に保険の運営主体を多様化させながら経済的弱者にも保険を広げることで、社 会の隅々まで保険を普及させたといえ、これを「保険の社会化」と言えるだろ う。つまり、経済的弱者の保険の保険史における意義を保険の社会化と捉える。 社会保険はこの経済的弱者の保険の一つとして位置付けられ、自助、互助で不 十分なところに労働運動を重要な要素としながら公助として展開されたものと 認識すべきであり、保険史的には、保険の社会化をもたらした経済的弱者の保 **険の一つとして位置づけられると考える。また、もう一つ重要な点として、経** 済的弱者の保険は,自生的に資本主義が発展したイギリスの展開を一般論とし て捉えられるといった類のものではなく.各国の事情を反映しロラウ.特定の国で

¹⁵⁾ もちろんその事情の一つとして先進資本主義国イギリスの影響が重要であり、その意味 でイギリスの歴史はその他の国とは違った特別な重要性を持つ。

発生したが、一種のデモンストレーション効果をもって他国にも普及していっ たことである。「経済発展の世界史的同調化」(毛利「1991] p. 64) が生じる中 で、経済的弱者の保険にもその傾向が当てはまるといえ、この点で先に引用し た「社会保険が報道価値があるため国際的に普及した」という大林博士の見解 は不十分である。

4. 保険学の課題

大林博士は、「保険学徒として社会保険を取扱う場合には、これ等の経済学 的若しくは経済・社会政策的考慮とは別に、何よりも先ず偶発的事故に際して の財産的必要の充足.即ち所得確保の面において問題を取上げねばならぬ。| (大林「1952] p. 1) とされた。これは、保険学徒は保険の意義・機能を軸に社 会保険を考察すべきであるとの指摘ではないであろうか。保険学が社会保険を 考察する場合.この研究姿勢が重要と思われ.筆者の保険本質観に引き付けて 保険の意義・機能を考えれば、それは経済的保障機能である。以下では、経済 的保障制度としての保険に軸を置いて、これまでの社会保障論、社会政策学の 社会保険についての考察を踏まえて保険学の課題を指摘する。

社会保障論では社会保険の意義が不明確としたが、それは社会保険の位置付 けが不明確であるということでもある。既に展開した批判点にあるように、公 的保険における社会保険の位置付けといった発想がないことが問題である。社 会保険の意義や位置付けは、公的扶助などの社会保障の他の制度との関係・比 較ばかりではなく.他の公的保険との関係・比較でも明確にされるべきで.そ の点が意識されていないために社会保険の存在意義を単に保険市場の限界とい った理由で済ませてしまっているのではないか。この点については、保険の分 類によって保険制度全体における公的保険の位置付けを明確とし.さらに公的 保険の分類を行うことが必要である。そのことによって、社会保険の位置付け が明確とされる。そのために、保険学における保険の分類、さらには公的保険 の分類が非常に重要であるが、残念ながら、保険学では保険の分類や公的保険 の研究は停滞している。これらの点で社会保障論に貢献できるような保険学の 研究が、保険学の課題として指摘できる。そして、そのような考察は経済的保 **障制度全体系の中で、各種保険をどう位置づけるかという重要な問題と関わる。**

社会政策学との関係では、経済的弱者の保険を軸とした保険史の考察を行い、 特に社会政策学の先行業績から学びつつ、社会政策学に貢献できるような社会 保険史を作ることである。しかし、社会保険の歴史はおろか、保険の歴史自体 の研究が停滞しているので、保険史・社会保険史の研究が保険学の課題として 指摘できる。

このように考えると、一言で「保険の歴史と分類」が重要といえる。現代の 保険現象の特徴として、多種・多様な保険による複雑な現象ということを指摘 できるが、このような保険現象を解明するためには、それぞれの保険が個別的 に、または、統合的に現代経済においていかなる役割を果たしているかを明ら かにすることが重要である。そのためには現存する保険がいかに生成・発展し てきたかを考察し、各種保険の関連が明らかにされなければならない。各種保 **険の生成・発展を理解するための保険の歴史的考察が必要であり、各種保険の** 関連を把握するためには 保険を何らかの基準によって分類しなければならな い。正に保険の歴史と分類が基本的に重要であると考える。したがって、いわ ば現代の保険学が基本的に重視しなければならないことを重視して研究を進め ることが、社会保障論や社会政策学にも貢献できる保険学として発展していく ことになると考える。

参考文献

- Barou, Noah [1936], Co-operative Insurance, P.S.King & Son, Ltd., London.
- Beveridge, William [1942], Social Insurance and Allied Services: Reported by Sir William Beveridge Novemver 1942 (Cmd. 6404) HMSO. London「山田雄三訳 [1969]、『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂〕。
- Chapin, Earl and Will Oursler [1950], The Prudential: A Story of Human Security, Doubleday & Company, Inc., New York [原年廣監訳 [2003], 『プルデンシャル ―― 成 功への道』毎日新聞社〕。
- Dionne, Georges, Neil Doherty and Nathalie Fombaron [2000], "Adverse Selection in Insurance Markets", in Dionne, Georges ed., Handbook of Insurance, Kluwer Academic Publishers, Boston.
- Henderson, Charles Richmond [1909], Industrial Insurance in the United States, The University of Chicago Press, Chicago.
- 堀勝洋編「2004]、『社会保障読本』第3版、東洋経済新報社。
- 地主重美・堀勝洋編「2001]、『社会保障読本』第2版、東洋経済新報社。
- 木下泰雄「1959]、「英国の協同組合運動と保険事業」『共済保険研究』第1巻第7号。
- 近藤文二「1952]、『社会保障』東洋書館。
- —— [1961].『社会保険』第3刷.岩波書店。
- Loubergé, Henri [2000]. "Developments in Risk and Insurance Economics: the Past 25 Years", in Dionne, Georges ed., Handbook of Insurance, Kluwer Academic Publishers, Boston.
- Lubove, Roy [1986], The Struggle for Social Security 1900-1935. The University of Pittsburgh Press, Pittsburgh.
- 真屋尚生 [1989],「社会保険論」庭田範秋編『保険学』成文堂。
- ――「2004],「イギリスにおける簡易生命保険の盛衰」『三田商学研究』第47巻第4号。
- 毛利健三 [1991],『イギリス福祉国家の研究 ―― 社会保障発達の諸画期』第2刷, 東京大学 出版会。
- 水島一也[1961],『近代保険論』千倉書房。
- 西村豁通 [1989]、『現代社会政策の基本問題』ミネルヴァ書房。
- ―・荒又重雄編「1999].『新社会政策を考える』第2版,有斐閣。
- 庭田範秋「1970]、『保険経営論』有斐閣。
- 小川浩昭「2003]、「社会保障の保険学的考察」『西南学院大学商学論集』第49巻第3・4合併 号。
- 大林良一「1952]、『社会保険』春秋社。
- ——「1961].『団体保険論』有斐閣。
- 島崎晴哉 [1994]、「ドイツにおける社会政策の成立」平田冨太郎・佐口卓編『社会政策講義』 3 訂版、青林書院。

白杉三郎 [1954], 『保険学総論』再訂版, 千倉書房。

隅谷三喜男 [1993]、「はしがき」 隅谷三喜男編『社会保障の新しい理論を求めて』東京大学 出版会。

社会保障事典編集委員改編「1979]、『社会保障事典』第4刷、大月書店。

Winter, Ralph A. [2000], "Optimal Insurance under Moral Hzard", in Dionne, Georges ed., Handbook of Insurance, Kluwer Academic Publishers, Boston,

藪下史郎 [2002]、『非対称情報の経済学 — スティグリッツと新しい経済学』光文社。

柳瀬典由「2004]、「保険の経済分析」下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険』有斐閣。

安井信夫 [2000]. 『これからの生命保険 —— 安心して契約するために』中央公論新社。

(2005年4月稿)